

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり  
公告します。

平成30年7月12日

京都市長 門川 大作

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 委託業務名

踏切道安全対策等検討業務委託

### (2) 履行場所（対象）

沓掛西大路五条線他 京都市西京区川島滑樋町他 地内

### (3) 業務概要

対象踏切道：15箇所，作業計画：1業務，対策案の検討：15箇所，交通量調査：  
1式，現地調査・資料収集：15箇所，照査・報告書作成：1業務

### (4) 履行期間

契約の日の翌日から平成31年3月15日まで

### (5) 支払条件

前金払は請負代金の3割を超えない範囲内で支払うこととし、部分払はなしとする。

## 2 本件入札に関する問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

## 3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（測量・設計等）に登載されている者であって、同日（(4)にあつては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者。

(1) 建設コンサルタント登録規程に規定する登録部門のうち、「鉄道部門」の登録を受けていること。

(2) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目における「鉄

道」に係る技術士資格を取得している者を管理技術者として配置し得ること。

なお、配置予定の技術者については、常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、落札後において、実際に配置する技術者の変更は認められない。

(3) 一つの契約において、次のア～ウの全ての要件を満たす委託業務を履行した実績があること。

ア 国、地方公共団体又は鉄道事業者のいずれかが発注したものであること。

イ 元請として受注し、平成15年度以降に完了したものであること。

ウ 道路法における道路と鉄道が交差する第1種踏切のうち、別紙「対象とする踏切道」に該当する踏切道の改良に係る検討業務が含まれていること。

(4) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合  
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### 4 入札方法等

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、当該委託業務に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(6)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手すること（この場合、設計図書

等を購入しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていない。）。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を購入し、(3)により設計図書等を購入すること。

イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を購入し（この場合、複写承認書を購入できる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）、(3)により設計図書等を購入すること。

(3) 上記(2)ア後段及び(2)イにより当該委託業務に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、上記(2)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

（設計図書等の販売業者）

株式会社中央精器

京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町396番地 第3キョートビル1F

（電話075-871-8400）

想定販売金額 340円

（A4カラーコピー1枚、A4コピー12枚）

(4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。

(5) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(6) 入札期間

平成30年7月27日（金）、30日（月）及び31日（火）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(7) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 8,330,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

最低制限価格の算定に用いた区分 「測量」及び「土木設計」

(8) 入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）（入札者がインターネット利用者  
の場合には、登録印を省略できる。）

イ 建設コンサルタント登録通知書の写し

3(1)に示す要件を証するもの

ウ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(2)の技術者を記載し、その者の技術士資格及び雇用関係を証明し得る書類（健康保険証等）の写しを添付すること。

エ 履行実績調書（用紙交付）

3(3)に示す履行実績を記載し、それを証明し得る書類の写しを添付すること。

(9) 一般競争入札参加資格確認申請書、技術者配置予定調書及び履行実績調書の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、契約課のホームページ（ホームページの  
アドレス <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>）及び契約課に設置する  
公告閲覧専用端末機に入札公告と併せて一般競争入札参加資格確認申請書、技術者  
配置予定調書及び履行実績調書を掲示するので、契約課のホームページ又は契約課に  
設置する公告閲覧専用端末機から当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の  
帳票として印刷し使用すること。ただし、公告閲覧専用端末機による交付期間及び  
交付時間は、京都市の休日を守る条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）  
を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とす  
る。

(10) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2013で扱えること。）又はP  
DFファイル（Adobe Reader XI で扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には入札番号、委託業務名及び履行場所のみを記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

## 5 開札及び落札者の決定

### (1) 開札予定日時

平成30年8月1日（水）午前9時

### (2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

### (3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

### (4) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、全ての入札者の商号（法人にあつては名称）及び入札金額等を、開札日の翌開庁日の午後1時から落札結果の公表までの間、契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

### (5) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

規則第6条の2各号に該当する入札は無効とする。

8 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けないものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。

(5) 設計図書の内容や積算に関する質問は禁止する。

(6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(7) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(8) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。

(行財政局財政部契約課)

## 対象とする踏切道

対象とする踏切道は、次のいずれかの踏切道とする。

- 1 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 2 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 3 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 4 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
  - (1) 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五. 五メートル以上のもの
  - (2) 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
  - (3) 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
  - (4) 踏切道における歩行者及び自転車の日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 5 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
  - (1) 踏切道の幅員が五. 五メートル未満のもの
  - (2) 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの
  - (3) 4 (3) 及び 4 (4) に該当するもの
- 6 踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの
  - (1) 踏切遮断機が設置されていないもの
  - (2) 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）
- 7 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの



8 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

9 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

10 踏切道改良促進法施行規則（平成十三年国土交通省令第八十六号：平成28年4月1日施行）第二条十号に該当するもの